

すくすくスクール・学童登録児童に対する補食提供の継続を求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 144 号

受理年月日 平成 25 年 2 月 15 日

付託年月日 平成 25 年 2 月 22 日

陳情者

.

陳情原文 去る平成 25 年 1 月 23 日付で、江戸川区教育委員会より、すくすくスクールにおける補食の廃止決定が連絡されました。私ども学童登録の保護者は突然の決定に大変驚き、心当たりのない廃止理由に戸惑っております。学童クラブは平日毎日 18 時まで開設しており、今回の決定によって、学童登録している育ち盛りの子ども達は、どんなに空腹であっても、昼食後帰宅するまで 6 時間以上にわたり、水分以外なにも口にすることができない状況になりました。同時に、今後、保護者は、そのような状況にわが子を置いているという不安と罪悪感を抱えながら仕事をする状況に追い込まれています。今回の措置に対し、私たちは以下のように理由を添えて学童補食継続を求めるものです。

- 1 一日の必要カロリーは 3 食で十分取ることができ、補食は肥満につながる可能性があるとして廃止するとの理由づけは科学的根拠が不明です。農林水産省、小児科と小児歯科の保健検討委員会（平成 24 年）は、児童における間食の必要性を明確に認めており、適切な補食は夜の食事の過量摂取を防ぐとされています。その量は 200 Kcalにとどめるべきという推奨もなされています。このような学術的検討に反して、今回、150 Kcalの補食の提供が、肥満につながる可能性があると判断された根拠の明示なく、児童から補食の機会を奪う決定は不当と考えます。
- 2 食材の廃棄が多いという理由も挙げられていますが、陳情者の児童が通う小学校では、計画的購入により食材の廃棄はごく少量であります。食材廃棄がよほど問題になっている学童クラブにおいては、食材を使い切る工夫を徹底して行うべきであり、事業そのものを中止にする理由としては首をかしげます。
- 3 陳情者の児童が通う小学校では、アレルギー対応が必要な子どもは、現在ひとりもおらず、過去のアレルギー児への対応も、代替食品の利用により容易に対応でき、非常に対応が難しい子どもへの対応を迫られた記憶はないということです。アレルギー対応が必要な子どもが増え難くなっているということも中止理由に挙げられていますが、こういった実態把握をなさったうえで、事業廃止の理由になると判断されたか提示をすべきだったのではないのでしょうか。
- 4 最後に、今回、補食廃止に関するお便りのなかでは補食廃止の理由としては触れられていない内容に言及いたします。江戸川区ホームページを閲覧すると、財

(裏面に続く)

政危機と施策の見直しの一項目として、今回のこの補食廃止により、1,000万円を超える金額が予算削減の効果として見込まれると明示されています。従って、今回の補食事業廃止のメリットのひとつが、この予算削減効果にあることは明白であります。しかしながらこの事業で、行政に金銭的負担をいただいているのは保護を必要とされる家庭のみであり、大半を占めるそれ以外の家庭では、児童にかかる必要経費をそれぞれが全額負担しています。従って、予算削減をメリットに補食事業全体を廃止することは、あまりに乱暴であるといわざるをえません。

- 5 今回の補食廃止に従い、すでに、自己防衛策として補食持参も申し入れましたが、担当者より却下されております。従いまして来る平成25年4月より、補食を必要とする学童登録児童に適切な補食を取らせる手段はございません。在宅の保護者がいる児童が、帰宅して適切な間食を取ることができるのに対し、納税者でもある勤務者の児童に対して、適切な食環境が剥奪されるということは、江戸川区の「母子健康手帳」にも掲載されている「すべての児童は、心身とともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と書かれた児童憲章の理念に反するのではないのでしょうか。

つきましては、以上の理由により補食廃止の撤回と提供の継続を強く望み、下記のとおり陳情いたします。

記

すくすくスクールの学童登録児童に対する補食提供の事業の継続を求めます。